

# 新座第4宿舎受水槽配管補修

|               |               |      |                  |
|---------------|---------------|------|------------------|
| 工 事 名         | 新座第4宿舎受水槽配管補修 | 図面番号 | 1 / 5            |
| 種 別           | 表 紙           | 縮 尺  | NonSca<br>(元図A3) |
| 陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊 |               |      |                  |

工事仕様書

1 工事件名：新座第4宿舎受水槽配管補修

2 工事場所：埼玉県新座市道場1-12-11 新座第4宿舎

3 工事概要：ポンプユニット、配管、配管付属類 更新一式

4 工事期間：契約日～令和6年3月29日（金）

5 一般事項：本工事は本特記仕様書によるほか国土交通省制定「公共建築工事標準仕様書」（現行版）による。（以下標準仕様書という。）標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それら関係法令等（条例含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守の規定を優先する。

共通事項

| 一般共通事項 |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目     |            | 細部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 1      | 協議         | ・本特記仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。<br>・現場の納まり等により軽微な変更の必要性が生じたときは、監督官と調整し、その指示に従うこと。ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。<br>・施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた総合施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督官に提出する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。<br>・施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し監督官の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。<br>・受注者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には危険標示等の処置を行なうこと。 |
| 2      | 軽微な変更      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 3      | 施工計画書及び施工図 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 4      | 現場管理       | ・施工時間は、平日0830～1715までとする。ただし、設計図書に定めのある場合、あらかじめ監督官に承認を受けた場合は、この限りではない。<br>・工事実施に関して、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合、又は施設等に損害を与えた場合は受注者の責任において復旧及び補償すること。<br>・受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令等を遵守して建築副産物の適正な処理をし、その結果をモニフェスト等（A、B2、D、E票）の写しを工期内に提出する他、再生資源の活用を図らなければならない。また、金属類の有価物発生材は監督官の指示する場所に集積すること。       |
| 5      | 施工条件       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 6      | 施工中の安全確保   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 7      | 発生材        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

共通事項

8 後片付け

9 環境への配慮

10 材料の品質等

11 工事写真

12 書類手続

13 立入

14 秘密厳守

15 電気、水の使用

・工事実施期間中は、工事現場の後片付け及び清掃を行い常に整理整頓に努めること。  
・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷低減できる材料の選定に努める。  
・使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮しかつ、石綿を含まないものとする。  
・使用材料は仮設材を除き全て新品とし、監督官の検査を受け合格したものを使用すること。  
・本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料を使用する場合は、あらかじめ監督官に品質証明となる資料を提出して承諾を受けるものとする。また、同等品を使用する場合は監督官の承諾を受けること。  
・工事写真は、施工前・施工中・施工後及び施工後隠蔽となる箇所主要な工事段階の工事状況・使用材料・その他監督官の指示するものを国土交通省大臣官房営繕部「営繕工事写真撮影要領」を参考に整理し、1部を提出するものとする。  
・本工事に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出すること。  
・受注者は、工事入門に際し駐屯地の規則及び監督官の指示を厳守するものとし、指定された場所以外への立入りを禁止する。  
・本工事において、外国人建設就労者を工事に従事させる場合は官側により指示された書類を従事開始予定の3週間前までに提出の上、官側の承認を得た後に工事に従事させること。  
・本工事実施によって知り得た内容に関して監督官の許可無く漏洩してはならない。  
・本仕様書等は、工事関係者以外の複製を禁ずる。  
・工事に使用する電気及び水等は受注者にて準備すること。  
やむを得なく官側の施設を使用する場合は有償とし、受注業者の負担によりメーターを設置する。その場合の支払い方法は別に示す。

6 特記事項

| 特記事項 |  |                                                                               |  |
|------|--|-------------------------------------------------------------------------------|--|
| 項目   |  | 細部                                                                            |  |
| 仮設工事 |  | 足場等の設置に関しては労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令に基づき、適切な材料、構造とし、適切な保守管理を実施すること。 |  |

次ページへ続く

|               |               |      |        |
|---------------|---------------|------|--------|
| 工事名           | 新座第4宿舎受水槽配管補修 | 図面番号 | 2／5    |
| 種別            | 仕様書           | 縮尺   | （元図A3） |
| 陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊 |               |      |        |

前ページから続き

(機械設備工事)  
配管工事

工事現場周辺は、安易に立入りしないよう措置を講じること。

配管の施工に先立ち、事前調査を十分に行い、既設設備との関連事項を詳細に検討し、勾配、接続位置等を考慮してその他への影響を及ぼさないよう施工すること。

既設配管の撤去範囲において、その位置で不具合が生じた場合又は接続が不可能若しくは危険と判断される場合は、監督官との協議による。

使用する配管は、水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（JWWA K 132）とする。

配管継手は、管端防食継手（JPF MP 003）とする。

新設する配管の支持等は、既存金物による支持とする。

水圧試験は、1.75MPa以上60分保持とする。

フレキシブルジョイントは、鋼製フランジ付きで、ベローズ、保護鋼帯及び接液部は、JIS G 4305によるSUS304、SUS316又はSUS316Lとし、十分な可とう性及び耐圧強度を有するものとする。

定水位調整弁は、1次側流入口及びパイロット部流入口に各タストレーナーを内蔵したものとし、青銅製ねじ込み型で接続部はフランジ形とする。

仕切弁は、ねじ込み式 JV 5（管端防食ねじ込み形弁）の給水用とする。

ストレーナーは、鑄鉄製 Y 型ねじ込み式、呼び圧力 10 K とし、ねずみ鑄鉄弁 JIS B 2031 によるナイロン 11 又はナイロン 12 による加熱流動浸漬粉体ライニングを施したもので、JV 5（管端防食ねじ込み形弁）の給水用による。スクリーンは、ステンレス製で、網目は 80 メッシュ以上とする。

保温工事

使用する保温材は、JIS 規格品としホルムアルデヒド放散量は F☆☆☆☆ とする。

保温は、e 2 ・（ハ）・Ⅶ とする。

撤去工事

周囲の安全を十分に確保した状態で行うこと。

(施工条件)

工事による断水作業は、見込まないものとする。

やむを得ない事情により断水作業する場合は、3 週間までに日程調整を行い、2 週間前までに、居住者が認知可能なように掲示すること。

やむを得ない事情により断水作業する場合は、は、平日 9 時～17 時までの間とする。

請負者の過失により、断水が発生した場合は、請負者の負担において、復旧を行い、当日中に復旧不可能な場合は、代替の処置を講ずること。

代替の処置は、官側と協議し行うこと。

騒音・振動の出る作業は、事前に監督官と調整し、承諾を得た後、工事を行うこと。

定水位調整弁副弁交換後は、受水槽の簡易清掃を行い、水質検査（5 項目）及び残留塩素測定を行い、異常がないことを確認した後に通水すること。

(その他)

(提出書類)

受水槽内の作業は、作業衣及び靴を塩素を使用し消毒した後に行うこと。

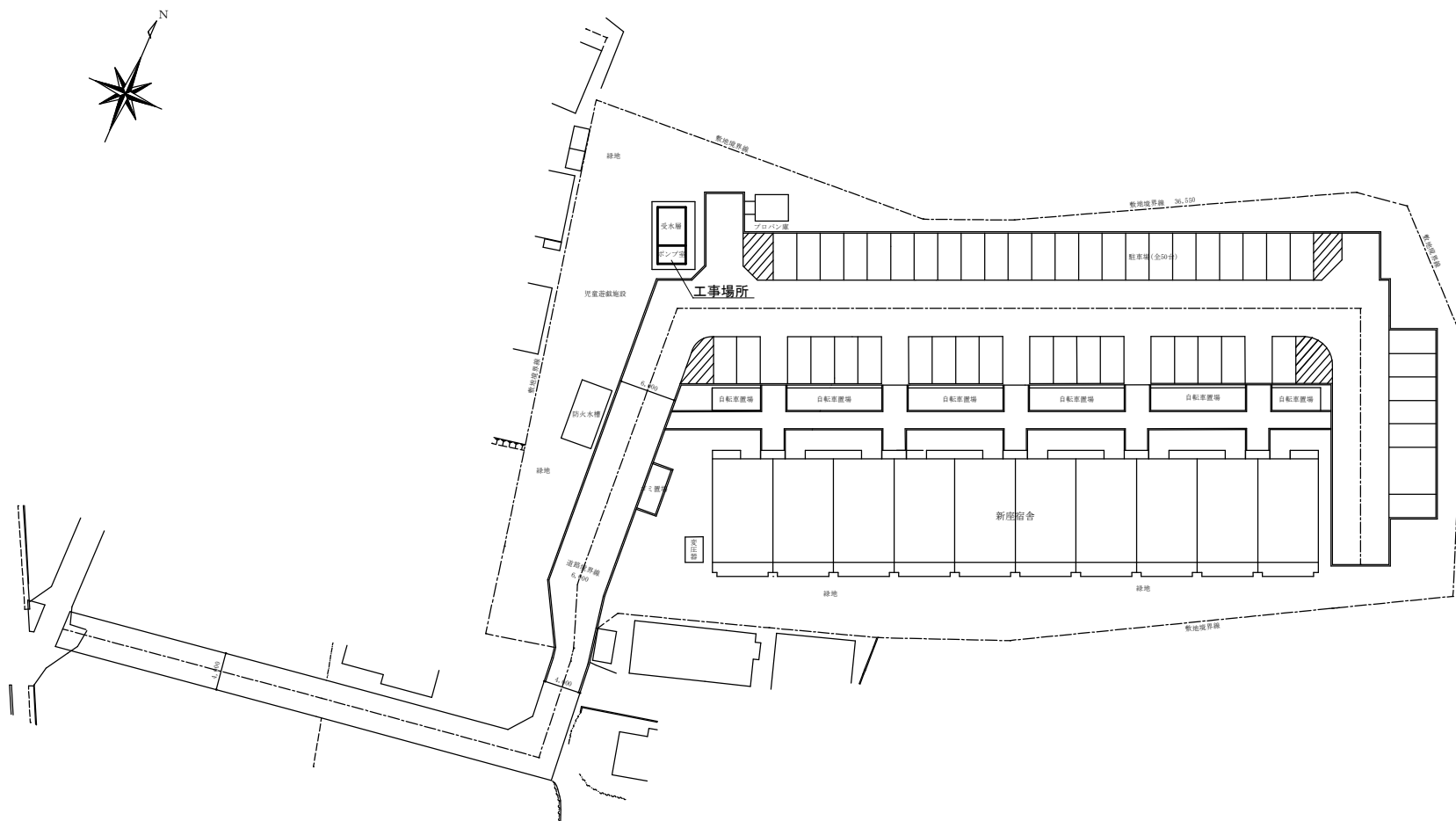
作業員は、作業開始前までに、菌検査を行い、健康状態の良好な者が行うこと。

本仕様書に掲載している製品は参考品とし、現場の収まりにより、同等品以上のものを可とする。

提出書類は、下記を基準とし、その他監督官が指示した書類は、遅滞なく提出すること。

- ・着工届 3 部（様式指定）
- ・現場代理人届 3 部（様式指定）
- ・工事工程表 3 部（様式指定）
- ・工事日誌 都度 1 部（様式随意）
- ・工事打合せ簿 都度 1 部（様式指定）
- ・発生材調書 3 部（様式指定）
- ・竣工届 3 部（様式指定）

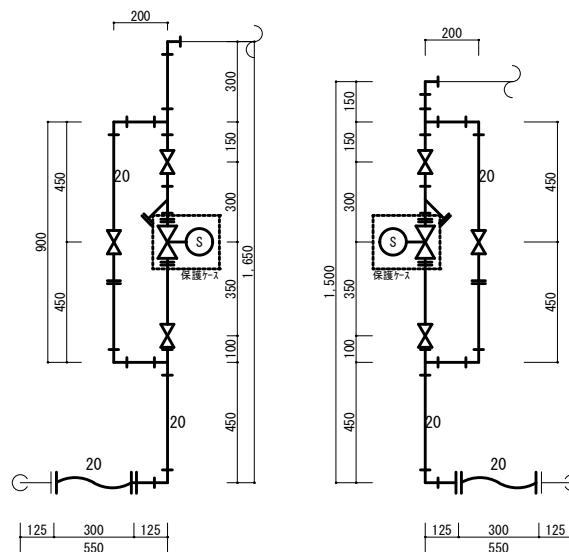
|               |                 |      |                 |
|---------------|-----------------|------|-----------------|
| 工 事 名         | 新座第 4 宿舍受水槽配管補修 | 図面番号 | 3 / 5           |
| 種 別           | 仕様書             | 縮 尺  | 1 / 100 (元図 A3) |
| 陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊 |                 |      |                 |



|               |               |      |                 |
|---------------|---------------|------|-----------------|
| 工 事 名         | 新座第4宿舎受水槽配管補修 | 図面番号 | 4 / 5           |
| 種 別           | 新座第4宿舎配置図     | 縮 尺  | 1:500<br>(元図A3) |
| 陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊 |               |      |                 |

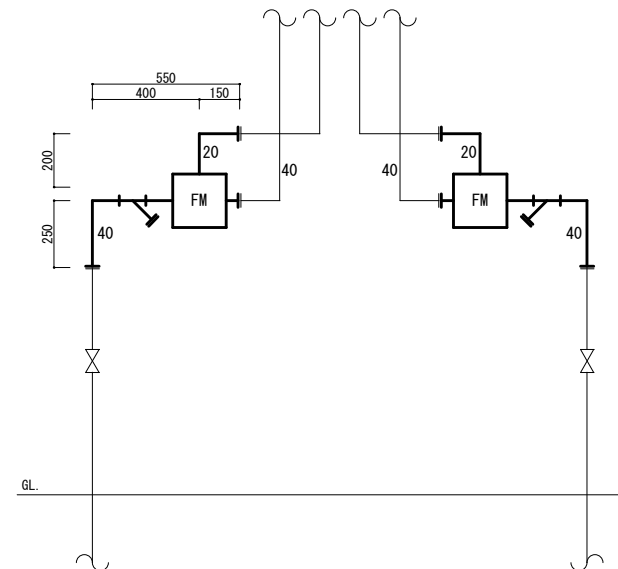


### 定水位并副井交換



※太線部＝交換範囲を示す

配管標準詳細図 S=1:20



配管標準詳細図 S=1:20

補修内容 参考数量等

| 名 称                | 規 格                 | 数 量  | 備 考                     |
|--------------------|---------------------|------|-------------------------|
| 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 | 20 A                | 7.3m | JWWA K 132              |
| 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 | 40 A                | 1.6m | JWWA K 132              |
| 配管継手 エルボ           | 20 A                | 10個  | 管端防食ねじ込み                |
| 配管継手 エルボ           | 40 A                | 2個   | 管端防食ねじ込み                |
| 配管継手 テーズ           | 20 A                | 4個   | 管端防食ねじ込み                |
| 配管保温               | e2・(ハ)・VII          | 6.6m |                         |
| 電磁弁                | FMバルブ PSV-2型 20 A   | 2 台  | 定水位弁用                   |
| 電動弁保護ケース           | FMバルブ PSV-K2        | 2 個  |                         |
| フレキシブルジョイント (合成ゴム) | TOZEN ライフフレックス 20 A | 2 個  | SUS304 JIS10KF          |
| 仕切弁                | キッツ 10BGNC 20 A     | 6 個  | 管端防食ねじ込み                |
| ストレーナー (メッシュ80)    | ベン KY6CN-G 20 A     | 2 個  | 管端防食ねじ込み                |
| ストレーナー (メッシュ80)    | ベン KY6CN-G 40 A     | 2 個  | 管端防食ねじ込み                |
| 定水位弁               | FMバルブ S-3N 40 A     | 2 台  |                         |
| 定水位弁保護ケース          | FMバルブ S-3K型         | 2 個  |                         |
| 定水位弁副弁             | FMバルブ FM20N         | 2 台  |                         |
| 電気・通信線接続変え         | 電磁弁                 | 一式   |                         |
| 受水槽簡易清掃            | 片槽/日                | 一式   | 水質検査 (5 項目)<br>残留塩素測定含む |

※規格は製品を指定するものではなく、参考とし、同等以上のものを可とする。

|               |               |      |               |
|---------------|---------------|------|---------------|
| 工 事 名         | 新座第4宿舍受水槽配管補修 | 図面番号 | 5 / 5         |
| 種 別           | 標準平面図・配管図     | 縮 尺  | 図 示<br>(元図A3) |
| 陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊 |               |      |               |